

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

- 告示  
生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 二二〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 二二〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二二〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 二二〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の廃止した旨届出があった件 二二〇
- 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件 二二〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件四件 二二三

## 告 示

### 福島県告示第三百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
元氣サポート寿	谷	元氣サポート笹	福島市笹谷字稲場二二三四	同	居室療養管理指導
美花	谷	元氣サポート笹	福島市笹谷字稲場二二三四	同	居室療養管理指導

（社会福祉課）

エール薬局 御山町店	福島市御山町 五一二八	株式会社メ デイカル愛	郡山市桑野三一 二二二	平成三〇年 三月一日	居室療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導
コスモ調剤 薬局須賀川 駅前店	須賀川市中宿 四四四	株式会社コ スモファー マ	郡山市桑野三一 二二二	同 月一日	介護予防 居室療養 管理指導
アイランド 薬局二本松 店	二本松市住吉 一〇二一三	アポロメデイ カルホール ディングス 株式会社	東京都豊島区南 大塚二一四五 八	同 月一日	居室療養 管理指導 介護予 防居室療 養管理指 導

（社会福祉課）

### 福島県告示第三百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成三十年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後	変更前	変更後
元氣サポート寿	谷	元氣サポート笹	福島市笹谷字稲場二二三四
美花	谷	元氣サポート笹	福島市笹谷字稲場二二三四

（社会福祉課）





え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂一三一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)